

令和 6 年度における栗東市人権擁護体制について

市では、令和 6 年 3 月末の組織機構改変により人権政策課と人権教育課を統合し、人権擁護課として新たな推進体制を築き、令和 6 年度においては、人権に関連する事業をはじめ各種組織・団体及び例規関係などについての整理を実施し再構築することに着手しています。

1. 「栗東市人権擁護推進本部」の発足・運用開始

人権に携わる各種会議として「栗東市同和対策本部」、「栗東市同和教育推進本部」、「栗東市人権対策推進本部」の 3 本部会議を統合し、「栗東市人権擁護推進本部」としてあらゆる人権に関する事項を掌握事務とする会議を設置しました。

・令和 6 年 4 月 栗東市人権擁護推進本部設置

2. 本市公用語としての「同和」の文言について

本市の公用語として「同和」の文言を、現在の法律用語である部落差別解消推進法に基づく用語として今後は、「同和」→「部落差別」として表示します。

例) 「同和」→「部落差別」、「部落差別解消」、「部落差別問題」など

なお、あらゆる人権問題の一つとしての同和問題を表示する場合は、「同和」→「人権」とする考え方もあります。

3. 各種組織・団体の整理

市では、令和 6 年度体制での人権擁護課新設をかわきりに各種組織・団体の整理を行っており、旧人権政策課所管会議の「栗東市人権擁護審議会」と旧人権教育課所管会議の「栗東市同和教育推進委員会」の 2 組織の再編のほか、人権関連組織の整理を今年度中に実施し次年度以降に向けた体制整備をする予定です。